

基本計画

1 基本計画の対象となる区域（促進区域）

(1) 促進区域

設定する区域は、平成 29 年 8 月 1 日現在における滋賀県湖南市の行政区域とする。概ねの面積は 7,040ha（湖南市面積）である。ただし、本区域から、環境省指定の特定植物群落である「甲西町のウツクシマツ群落（平松 541 番）」、自然公園法に規定する「三上・田上・信楽県立自然公園」、鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律に規定する鳥獣保護区「吉永・雨山・三雲の一部（別紙 1 に記載）」を除く。その他、自然環境保全法に規定する原生自然環境保全地域、自然環境保全地域等、絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律に規定する生息地等保護区等の環境保全上重要な地域は含まれていない。



(2) 地域の特徴（地理的条件、インフラの整備状況、産業構造、人口分布の状況等）

①地理的条件

滋賀県南部に位置する湖南市は、大阪、名古屋から 100km 圏内にあることを強みとし、近畿と中部、そして北陸をつなぐ広域交流拠点として栄えてきた。市域の東南は甲賀市、西は栗東市、北は野洲市・蒲生郡竜王町にそれぞれ接している。市域南端に阿星山系、北端に岩根山系を望み、中央を琵琶湖に注ぐ最大の河川である野洲川が東西に流れている。野洲川付近一帯に平地が開け、水と緑に囲まれた自然環境の恵まれた地域となっている。地形は、平地、丘陵、山林に分かれ、特に山林が全土地面積の 5 割強を占めており、「湖南三山」と呼ばれる 3 つの国宝寺院（常楽寺・長寿寺・善水寺）を擁している。

また、江戸時代には東海道 51 番目の宿場町（石部宿）となる等、東西交流交易の要として栄え、近年では、県内最大級の内陸工業団地である湖南工業団地を整備し、工業のまちとしても発展している。

平成 16 年 10 月 1 日に、石部町と甲西町が合併して湖南市が誕生した。市の面積は 7040ha で、人口は 54,957 人（平成 29 年 8 月 1 日現在）となっている。

②インフラの整備状況

ア 道路等の施設の整備状況

市の北西部に名神高速道路が走っており、国土軸上に位置する広域交通の利便性が高い地域である。平成 28 年 3 月には国道 1 号から直結する栗東湖南 I C が新たに整備され、また、近畿自動車道名古屋神戸線（新名神高速道路）の信楽 I C も近くにある。

鉄道については、市南部を J R 西日本の草津線が東西に走っている。市内に三雲・甲西・石部の 3 つの駅があり、主に通勤通学に利用されている。現在、1 日当たりの乗降客数 4,000～5,000 人程度の利用があり、草津線複線化及び運行本数増便に向け甲西駅への行き違い設備の整備を求めている。

イ 産業用地、産業施設等

市内の産業用地は、企業の立地が進んだ結果、分譲用地としては工場跡地に頼らざるを得ない状況にある。本市には、これまで県内最大級の工業団地である湖南工業団地（総面積 291.0ha、現都市再生機構）をはじめ、岩根工業団地（総面積 17.2ha、甲賀郡開発事業団）、石部工業団地（総面積 10ha、前田建設工業株式会社）、笹ヶ谷工業団地（総面積 6.9ha、湖南市）、夏見中小企業工業団地（総面積 5.9ha、甲西町夏見土地地区画整理事業共同施工）の 5 つの工業団地があるが、昭和 48 年から昭和 61 年にかけて完成したもので、多様な業種の企業が立地し、既に分譲を完了している。

上述したように、本市では現在工場跡地情報を収集し対応を図っているものの、企業のニーズに応えられる用地供給は困難になっている。このため、本市における産業振興施策や企業進出に係る土地利用構想に沿った、適正な開発と計画的な産業集積を目指すため、産業用地の確保と整備を進めていく。

また、本市では、第 1 次、第 2 次、第 3 次産業の融合と、未来を創造することをコンセプトに「みらい公園湖南整備構想」を掲げ、新たな農業戦略拠点となる「市民産業交流促進施設（ここぴあ）」を平成 28 年 11 月にオープンした。現在、ここぴあの隣

地においても、地産地消型レストランや観光等の情報発信機能を持つ「みらい公園湖南魅力発信拠点施設」を整備している。

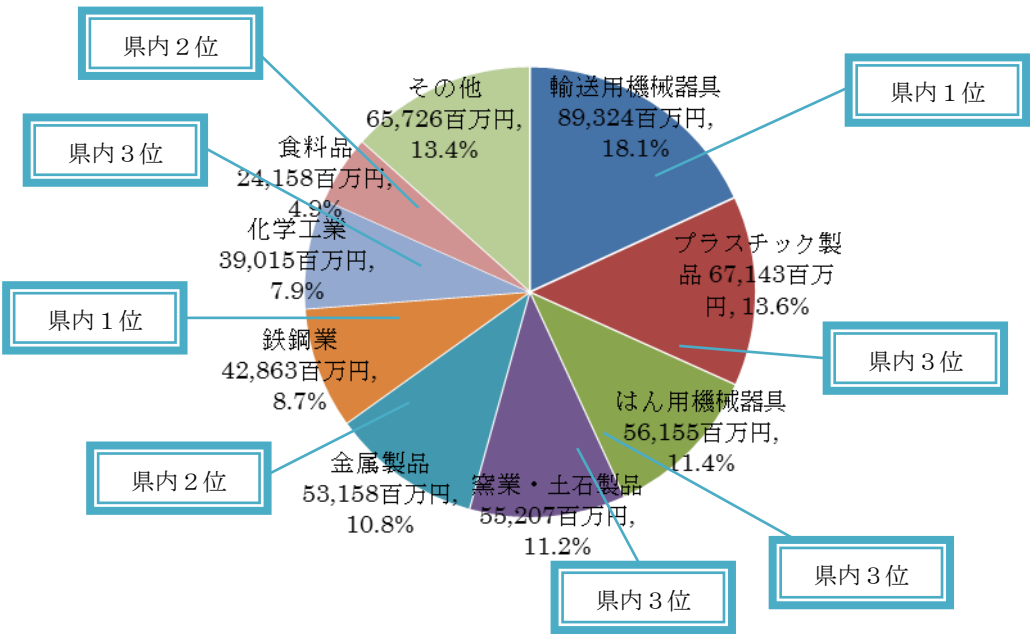
③産業構造

湖南省年齢別人口割合及び産業別就業割合

14 歳以下 7,648 人 13.9%	15～64 歳 34,957 人 63.6%	65 歳以上 12,352 人 22.5%
第 1 次 394 人 1.5%	第 2 次 11,663 人 44.3%	第 3 次 14,288 人 54.2%

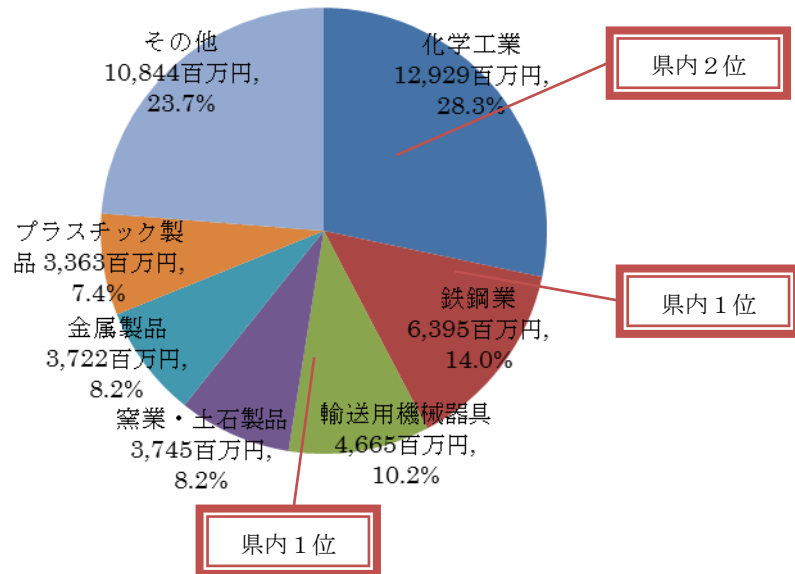
資料）市統計資料

湖南省の製造品出荷額業種内訳（平成 26 年 492,749 百万円、県内 7 位）



資料）平成 26 年工業統計調査

湖南市の製造業における付加価値額内訳（平成 24 年 45,663 百万円、県内 3 位）



資料) 平成 24 年経済センサスー活動調査

本市における産業構造の特徴としては、第 2 次産業が産業別従業者数で 44.3%を占め、全国、滋賀県の割合を大きく上回り、とりわけ製造業を中心とした産業集積を特徴としている。（平成 27 年国勢調査）

平成 26 年工業統計調査（従業者 30 人以上）によると、事業所数 193、従業員数 10,853 人、製造品出荷額等 492,749 百万円、粗付加価値額 161,384 百万円であり、それぞれ滋賀県に占める割合は、7.0%、7.1%、7.2%、6.6%であり、ほぼ 7%を占める規模となっている。

また、産業分類別では、付加価値額で、鉄鋼業、輸送用機械器具、化学工業、窯業・土石製品、プラスチック製品等の各種製造業が多くを占めている。

（産業を取りまく経緯）

本市は古くからの農業地であり、東海道が整備された時代では石部宿や水口宿との取引が行われていた。また、旧甲西町時代に工業地として湖南工業団地を造成（昭和 43 年竣工）し、県内最大の内陸工業団地が整備された他、複数の工業団地が整備され、いずれも名神高速竜王 I C、国道 1 号、国道 8 号とのアクセスも良いことから、株式会社クボタや TOTO 株式会社、東洋ガラス株式会社、三菱自動車工業株式会社等の関連工場や協力企業が多く立地している。

他にも、近江下田焼、近江一閑張、近江木綿正藍染といった、江戸時代からの県指定

の伝統的工芸品があり、伝承がなされている。また、本市には鈴鹿山麗を源とする良質な伏流水があり、これを活かした酒づくりにおいても2つの酒蔵・蔵元に伝統が受け継がれている。さらに、高い技術力・競争力を有する国内有数の食料品製造企業のみならず、野洲川を挟んで南北にタキイ種苗株式会社・丸種株式会社の研究農場が立地していることから、これらの地域資源を活かし、6次産業化を含む地元農業の強化に取り組んでいるところである。

2 地域経済牽引事業の促進による経済的効果に関する目標

(1) 目指すべき地域の将来像の概略

本市では、加工組立産業群への部品・部材供給を中心とした製造業（素材型産業）等の集積があり、また、農業関連のインフラや伝統産業、地域特産品等の地域資源を活用した産業もある。

こうした特性を踏まえ、「市内の素材型産業、食料品製造産業、輸送用機械産業・生産用機械器具製造業等の産業集積を活用した成長ものづくり分野」、「市民産業交流促進施設（ここぴあ）やみらい公園湖南魅力発信拠点施設等のインフラを活用した農林水産分野」の2分野を対象として、高付加価値の創出と、それに伴う地域事業者への高い経済的波及効果、さらには地域経済における稼ぐ力の好循環を実現することを目標とする。

(2) 経済的効果の目標

成長ものづくり分野については、既存の産業集積をコアとして厚みと広がりを生み出すべく、10件の事業所の増加を目指す。他方、農業については、市民産業交流促進施設の販売実績等を踏まえ、新たに2件の事業の増加を目指す。

これら新規の事業創出により、1,913百万円の付加価値創出を目指す。

また、新規雇用創出については、成長ものづくり分野で359人、また、農林水産分野では54人の増加を目指しており、計画終了後には計413人の雇用創出を生み出すことから、3.8%の増加率となる。

【経済的効果の目標】

	現状	計画終了後	増加率
促進区域における波及効果（付加価値額）	—	1,913 百万円	—

（算定根拠）

別紙 2 に記載

【任意記載の K P I】

	現状	計画終了後	増加率
促進区域における新規事業創出件数	—	12 件	—
促進区域における計画終了後の農業の波及効果（付加価値額）	—	54 百万円	—
地域経済牽引事業における計画終了後の製品出荷額及び農産物販売金額の増加額	—	16,679 百万円	—
促進区域における新規雇用創出人数	10,896 人	11,309 人	3.8%

3 地域経済牽引事業として求められる事業内容に関する事項

（1）地域の特性の活用

「5 地域経済牽引事業の促進に当たって生かすべき自然的、経済的又は社会的な観点からみた地域の特性に関する事項」において記載する地域の特性の活用戦略に沿った事業であること。

（2）高い付加価値の創出

事業計画期間を通じた地域経済牽引事業による付加価値増加分が 5,277 万円（滋賀県の 1 事業所当たり平均付加価値額（経済センサスー活動調査（平成 24 年））を上回ること。

（3）地域の事業者に対する相当の経済的効果

事業計画期間を通じた地域経済牽引事業の実施により、促進区域内において、以下のいずれかの効果が見込まれること。

①促進区域に所在する事業者の売上げが開始年度比で 3.4%増加すること。

②促進区域に所在する事業者の雇用者数が開始年度比で 3.8%増加すること。

4 促進区域の区域内において特に重点的に地域経済牽引事業の促進を図るべき区域（重点促進区域）を定める場合にあっては、その区域

（１）重点促進区域

石部西、石部中央、石部東、石部南、石部が丘、丸山、石部北、石部口、石部緑台、三雲、吉永、夏見、平松、柑子袋、朝国、岩根、下田、大池町、高松町、日枝町、小砂町、西峰町、中央、平松北



（２）区域設定の理由

【重点促進区域１】

地域経済における本区域を牽引する中核企業群は、株式会社山崎機械製作所等の鉄鋼業、葵機械工業株式会社等の輸送用機械器具製造業、株式会社サンユ技工等の化学工業、株式会社アサヒテックコーポレーション等の窯業・土石製品製造業、東レペフ加工品株式会社等のプラスチック工業、大塚食品株式会社やサクラ食品工業株式会社等の食料品製造業といった生産工場や、紙・繊維・ＩＴ関連の研究開発施設が、都市計画法におけ

る工業専用地域、工業地域、準工業地域に集積し、域内調達や域内外への波及が展開されている。

よって、「市内の素材型産業、食料品製造産業、輸送用機械産業・生産用機械器具製造産業等の産業集積を活用した成長ものづくり分野」、「市民産業交流促進施設（ここぴあ）やみらい公園湖南魅力発信拠点施設等のインフラを活用した農林水産分野」を推進するため、重点的に支援を投入すべき区域であることから、これらの用途地域が設定されている朝国、岩根、下田、大池町、高松町、日枝町、小砂町、西峰町地先のそれぞれ一部を重点促進区域として設定することとする。なお、当該区域には、環境上重要な地域や遊休地は存在しない。

【重点促進区域２】

本区域には、都市計画法における工業地域に地域経済を牽引する企業が立地しており、「市内の素材型産業、食料品製造産業、輸送用機械産業・生産用機械器具製造産業等の産業集積を活用した成長ものづくり分野」、「市民産業交流促進施設（ここぴあ）やみらい公園湖南魅力発信拠点施設等のインフラを活用した農林水産分野」を推進するため、重点的に支援を投入すべき区域であることから、当該用途地域が設定されている朝国、岩根地先のそれぞれ一部を重点促進区域として設定することとする。なお、当該区域には、環境上重要な地域や遊休地は存在しない。

【重点促進区域３】

本区域には、都市計画法における準工業地域に地域経済を牽引する企業が立地しており、「市内の素材型産業、食料品製造産業、輸送用機械産業・生産用機械器具製造産業等の産業集積を活用した成長ものづくり分野」、「市民産業交流促進施設（ここぴあ）やみらい公園湖南魅力発信拠点施設等のインフラを活用した農林水産分野」を推進するため、重点的に支援を投入すべき区域であることから、当該用途地域が設定されている岩根地先の一部を重点促進区域として設定することとする。なお、当該区域には、環境上重要な地域や遊休地は存在しない。

【重点促進区域４】

地域経済における本区域を牽引する中核企業群は、近泉化学工業株式会社等のプラスチック工業の生産工場が、都市計画法における準工業地域に集積し、域内調達や域内外への波及が展開されており、「市内の素材型産業、食料品製造産業、輸送用機械産業・生産用機械器具製造産業等の産業集積を活用した成長ものづくり分野」、「市民産業交流促進施設（ここぴあ）やみらい公園湖南魅力発信拠点施設等のインフラを活用した農林水産分野」を推進するため、重点的に支援を投入すべき区域であることから、当該用途地域が設定されている三雲、吉永、夏見地先のそれぞれ一部を重点促進区域として設定することとする。なお、当該区域には、環境上重要な地域や遊休地は存在しない。

【重点促進区域５】

地域経済における本区域を牽引する中核企業群は、株式会社ゴーシュー等の鉄鋼業、D I C カラーコーティング株式会社等の化学工業、日本スタッコ株式会社等の窯業・土石製造

業、甲賀高分子株式会社等のプラスチック工業、カルビー株式会社等の食料品製造業の生産工場が、都市計画法における工業地域、準工業地域に集積し、域内調達や域内外への波及が展開されており、「市内の素材型産業、食料品製造産業、輸送用機械産業・生産用機械器具製造産業等の産業集積を活用した成長ものづくり分野」、「市民産業交流促進施設（ここぴあ）やみらい公園湖南魅力発信拠点施設等のインフラを活用した農林水産分野」を推進するため、重点的に支援を投入すべき区域であることから、これらの用途地域が設定されている石部西、石部北、石部口、石部緑台、平松、柑子袋、中央、平松北地先のそれぞれ一部を重点促進区域として設定することとする。なお、当該区域には、環境上重要な地域や遊休地は存在しない。

【重点促進区域 6】

本区域には、都市計画法における準工業地域に、電気機器分野で地域経済を牽引する旭計器工業株式会社の生産工場が立地しており、「市内の素材型産業、食料品製造産業、輸送用機械産業・生産用機械器具製造産業等の産業集積を活用した成長ものづくり分野」、「市民産業交流促進施設（ここぴあ）やみらい公園湖南魅力発信拠点施設等のインフラを活用した農林水産分野」を推進するため、重点的に支援を投入すべき区域であることから、当該用途地域が設定されている石部中央の一部を重点促進区域として設定することとする。なお、当該区域には、環境上重要な地域や遊休地は存在しない。

【重点促進区域 7】

本区域には、都市計画法における工業地域、準工業地域に、機械分野で地域経済を牽引する日本精工株式会社の生産工場が立地しており、「市内の素材型産業、食料品製造産業、輸送用機械産業・生産用機械器具製造産業等の産業集積を活用した成長ものづくり分野」、「市民産業交流促進施設（ここぴあ）やみらい公園湖南魅力発信拠点施設等のインフラを活用した農林水産分野」を推進するため、重点的に支援を投入すべき区域であることから、当該用途地域が設定されている石部東、石部南、石部が丘、丸山地先のそれぞれ一部を重点促進区域として設定することとする。なお、当該区域には、環境上重要な地域や遊休地は存在しない。

【重点促進区域 8】

本区域には、都市計画法における工業地域に、化学分野で地域経済を牽引するタキロンシーアイ株式会社の生産工場が立地し、紙・繊維関連の研究開発施設も備わっており、「市内の素材型産業、食料品製造産業、輸送用機械産業・生産用機械器具製造産業等の産業集積を活用した成長ものづくり分野」、「市民産業交流促進施設（ここぴあ）やみらい公園湖南魅力発信拠点施設等のインフラを活用した農林水産分野」を推進するため、重点的に支援を投入すべき区域であることから、当該用途地域が設定されている丸山地先の一部を重点促進区域として設定することとする。なお、当該区域には、環境上重要な地域や遊休地は存在しない。

（３）重点促進区域に存する市町村が指定しようとする工場立地特例対象区域
別紙３に記載

5 地域経済牽引事業の促進に当たって生かすべき自然的、経済的又は社会的な観点からみた地域の特性に関する事項

(1) 地域の特性及びその活用戦略

- ①市内の素材型産業、食料品製造産業、輸送用機械産業・生産用機械器具製造産業等の産業集積を活用した成長ものづくり分野
- ②市民産業交流促進施設（ここぴあ）やみらい公園湖南魅力発信拠点施設等のインフラを活用した農林水産分野

(2) 選定の理由

- ①市内の素材型産業、食料品製造産業、輸送用機械産業・生産用機械器具製造産業等の産業集積を活用した成長ものづくり分野

<素材型産業>

本市は、県内最大級の内陸工業団地である湖南工業団地（291.3 ha）を中心に、化学工業等の素材型産業が集積している。

化学工業では、製造品等出荷額が 39,015 百万円で県内 3 位、付加価値額では 12,929 百万円で県内 2 位であり、付加価値額、労働生産性、従業員数の特化係数は、それぞれ 6.35、3.86、1.63 と平均値をはるかに上回っており、生産力や生産性が高い企業が集積している。

鉄鋼業では、製造品等出荷額が 42,863 百万円で県内 1 位、付加価値額では 6,395 百万円で県内 1 位であり、付加価値額、労働生産性、従業員数の特化係数は、それぞれ 12.57、1.49、8.35 と平均値をはるかに上回っている。また、これら産業の集積は域内への他産業に対する生産波及効果も高く、市内産業への好循環が期待できる。

窯業・土石製品製造業では、製造品等出荷額が 55,207 百万円で県内 3 位、付加価値額では 3,745 百万円で県内 4 位であり、付加価値額及び従業員数の特化係数は、それぞれ 7.09、7.99 と平均値をはるかに上回っており、製造業の中心をなしていることがわかる。

プラスチック製品製造業では、製造品等出荷額が 67,143 百万円で県内 3 位、付加価値額では 3,363 百万円で県内 6 位であり、付加価値額及び従業員数の特化係数は、それぞれ 4.49、6.06 と平均値をはるかに上回っており、事業所数、従業員数も多い。

金属製品製造業では、製造品等出荷額が 53,158 百万円で県内 2 位、付加価値額では 3,722 百万円で県内 4 位であり、付加価値額及び従業員数の特化係数は、それぞれ 3.39、4.43 と平均値をはるかに上回っている。

パルプ・紙・紙加工品製造業では、製造品等出荷額が 8,241 百万円で県内 6 位（平成 26 年工業統計調査）、付加価値額では 456 百万円で県内 6 位（平成 24 年経済センサス活動調査）であり、付加価値額及び従業員数の特化係数は、それぞれ 1.08、1.55 と平均値を上回っている。また、関連産業として繊維工業も、労働生産性の特化係数が 1.56 と平均値を上回っている。

<食料品製造産業>

本市の食料品製造業は、製造品等出荷額が 24,158 百万円で県内 2 位である。また、湖南市の製造業における 1 事業所当たりの平均従業員数は平均 36 人に対し、食料品製造業における 1 事業所当たりの平均従業員数は 60 人と平均値をはるかに上回っている。カルビー株式会社や大塚食品株式会社等、規模の大きい生産工場が集積しているのも特徴の一つである。

<輸送用機械産業・生産用機械器具産業等>

本市の輸送用機械器具製造業は製造品等出荷額が 89,324 百万円で県内 1 位、付加価値額では 4,665 百万円で県内 1 位、付加価値額、労働生産性、従業員数の特化係数は、それぞれ、2.63、1.18、2.20 と平均値よりも高いレベルにある。また、生産用機械器具製造産業は、付加価値額で、2,096 百万円で県内 8 位と高い水準にある（平成 24 年経済センサス活動調査）。このように素材型産業集積とともに、輸送用機械や生産用機械等の組立型産業の集積を有することも特性の一つである。また、関連産業として電気機械器具やはん用機械、非製造業では道路貨物運送業も付加価値額が 3,766 百万円で県内 2 位と高い水準にある（平成 24 年経済センサス活動調査）。

以上のように、素材型産業、食料品製造産業、輸送用機械産業・生産用機械器具製造産業等の産業集積が地域特性であり、これらの集積を核として、新たな事業所の増加及び付加価値の高い製品づくりを実現し、成長ものづくり分野での稼ぐ力を強化する。

※各種特化係数…「平成 24 年経済センサス活動調査」

②市民産業交流促進施設（ここぴあ）やみらい公園湖南魅力発信拠点施設等のインフラを活用した農林水産分野

本市では、第 1 次、第 2 次、第 3 次産業の融合と、未来を創造することをコンセプトに「みらい公園湖南整備構想」を掲げ、新たな農業戦略拠点となる「市民産業交流促進施設（ここぴあ）」を平成 28 年 11 月にオープンした。地域農産物や伝統工芸品等の販売とともに研修室・調理室・厨房等を完備しており、特産物の加工・販売促進にも寄与している。

また、ここぴあの隣地においても、地産地消型レストランや観光等の情報発信機能を持つ「みらい公園湖南魅力発信拠点」を整備しているところであり、こうした農林水産のインフラを活用し、民間のノウハウを取り入れる環境が整っている。

他方、市内では、野菜等の育種も行う 2 つの研究農場が立地しており、地域集落と協働し、機能性野菜の生産拡大や、認定農業者とともに水田活用による新たな特産品の生産に取り組んでいる。さらに、伝統野菜である下田なすや弥平とうがらしの加工品や、20 年来学校給食でも親しまれた地元産の味噌づくりの技術を継承している食料品製造企業、伝統を受け継いでいる酒蔵・蔵元の存在もあり、施設を活用した戦略を体現化するための環境を備えている。

これらを踏まえ、市民産業交流促進施設（ここぴあ）やみらい公園湖南魅力発信拠点

等の施設（インフラ）を活用した農林水産分野において稼ぐ力の高みを目指すものとする。

6 地域経済牽引事業の促進に資する制度の整備、公共データの民間公開の推進その他の地域経済牽引事業の促進に必要な事業環境の整備に関する事項

（１）総論

地域の特性を生かして、「市内の素材型産業、食料品製造産業、輸送用機械産業・生産用機械器具製造産業等の集積を活用した成長ものづくり分野」や「市民産業交流促進施設（ここぴあ）やみらい公園湖南魅力発信拠点施設等のインフラを活用した農林水産分野」を支援していくためには、地域の事業者のニーズをしっかりと把握し、適切な事業環境の整備を行っていく必要がある。事業者ニーズを踏まえた各種事業環境整備に当たっては、国の支援策も併せて活用し、積極的な対応で事業コストの低減や本地域にしかない強みを創出する。

（２）制度の整備に関する事項

①緑地面積率の緩和制度の創設

本市では、活発な地域経済牽引事業の実施が促進されるよう、一定の要件を課した上で、工場立地法の緑化面積率の特例に関する条例制定に向けた検討を進め、緩和制度を整備する。

②地方創生関係施策

本市では、平成 30 年度以降の地方創生推進交付金を活用し、成長ものづくり分野では、素材系産業等において設備投資等による積極的な事業展開を支援し、農林水産分野では、6 次産業化を含む設備投資や販路開拓の強化に向けた支援を実施する。

（３）情報処理の促進のための環境の整備（公共データの民間公開に関する事項等）

①地域経済に関する行政データのオープン化

本市では、地域経済に関する官民の様々なデータを地図やグラフ等で分かりやすく「見える化」し、インターネット上にて公開することにより、公共データのオープン化を図る。

（４）事業者からの事業環境整備の提案への対応

本市では、建設経済部産業振興戦略局産業立地企画室が、滋賀県商工観光労働部企業誘致推進室と連携し、対応することとする。

また、庁内関係各課と連携することで、情報収集・発信、各種手続きの一元化、事務処理の円滑化、迅速化に全庁をあげて取り組んでいくこととする（ワンストップ体制の構築）。

さらに、産学官金等の関連機関と連携体制を構築し、外部への情報発信、立地環境の現

状と課題の把握に努めるとともに各種情報提供を行う等、事業者のニーズに対してきめ細やかな対応に努めることとする。

なお、活発な地域経済牽引事業の実施が促進されるよう、一定の要件を課した上で、制度の柔軟な運用等により事業環境整備を推進していく。

(5) その他の事業環境整備に関する事項

①地域経済牽引事業や事業環境整備の促進に係る優遇措置の制定（湖南省市）

本市には、地域の中核となる先進的な事業に対する優遇措置が制定されておらず、本市の特性及びその活用戦略に沿って、国の優遇制度とも連携した効果的な優遇措置を制定するための検討を行う。

②関係機関と連携した地域経済牽引事業や事業環境整備の促進に向けた活動（湖南省市・滋賀県）

滋賀県では、県内 19 市町、インフラ関連企業、地域金融機関、地域経済団体等から構成する「滋賀県産業立地推進協議会」を設置し、県内市町その他の関係機関が一体となって企業立地に関する情報の収集・提供及び広報活動等を展開しているところであり、本基本計画の推進に当たっては、それらの機関や地域と情報交換等の連携を図り、効果的かつ効率的な取り組みの検討と実施に努める。

③市内企業のフォローアップ（湖南省市・滋賀県）

本市内には既存企業の集積があり、こうした企業に対する事業活動等のフォローアップを行うことで、各種施策の情報提供や事業環境整備に関するニーズ・課題を拾いあげるとともに、域内事業所間のマッチングに資する情報発信を行う等、域内における地域経済牽引事業の促進や事業環境整備に努める。

(6) 実施スケジュール

取組事項	平成 29 年度	平成 30 年度	令和 5 年度 (最終年度)
【制度の整備】			
①緑地面積率の緩和制度の創設	地域経済牽引事業の啓発・推進	地域経済牽引事業の支援・制度の整備	制度を活用した地域経済牽引事業の促進
②地方創生関係施策	地域経済牽引事業の啓発・推進	地域経済牽引事業の支援・制度の活用	制度を活用した地域経済牽引事業の展開
【情報処理の促進のための環境整備（公共データの民間公開等）】			
①地域経済に関する行政データのオープン化	地域経済に関する情報の収集・分析	インターネット等を介した情報発信	公共データのオープン化の促進
【事業者からの事業環境整備の提案への対応】			
①庁内・庁外関係機関の連携体制の構築	庁内のワンストップ体制・庁外の連携体制の整備	事業者のニーズに対するきめ細かな対応	事業環境整備の実施や地域経済牽引事業の促進

7 地域経済牽引支援機関が行う支援の事業の内容及び実施方法に関する事項

(1) 支援の事業の方向性

地域一体となった地域経済牽引事業の促進に当たっては、様々な関係機関との調整・連携体制の構築に努め、事業者のニーズに対して速やかな対応が図れるような定期的な情報交換を行っていく。

こうした連携機関としては、湖南省工業会、公益社団法人湖南工業団地協会、湖南省商工会、日本貿易振興機構等の産業支援機関等が中心となる。また、新たな資源を活かした事業創出を計画する場合、近在の大学等との連携が重要になるため、大学側の理解醸成にも努める。

(2) 地域経済牽引支援機関が行う支援の事業の内容及び実施方法

①人材確保支援事業並びに人材育成事業の実施（湖南省工業会等）

湖南省工業会・公益社団法人湖南工業団地協会・湖南省商工会をはじめとした関係機関は本市と連携し、既存企業・新規企業への積極的な人材・労働力に関する情報提供を行う他、企業説明会の開催、地域求人情報の集約等、地域雇用開発促進のための措置により、地域における人材確保の円滑化を図る。また、技術者や実務者を迎えたセミナーを定期的に開催する等、人材育成に向けた仕組みづくりを行う。

②産業支援機関との連携（産業支援機関等）

○ジェトロ滋賀貿易情報センター

日本と諸外国の双方向の貿易投資を総合的に促進することを目的として平成29年7月3日に開設された滋賀県初の海外貿易支援拠点であり、貿易支援（貿易・投資相談、セミナー・勉強会の開催、情報発信等）や農産物等の輸出促進、外資系企業誘致に取り組んでいる。

○滋賀県工業技術総合センター（栗東市）

電子・機械・金属・化学・食品・セラミック・デザイン・窯業等、広範な分野に渡り、それぞれの業界ニーズに対応した技術開発の推進、その成果の技術移転、新製品・新技術開発に関する相談指導、産学官のコーディネート等の総合的な産業支援に取り組んでいる。

○滋賀県工業技術総合センター信楽窯業技術試験場（甲賀市）

滋賀県の重要な産業である信楽焼等の技術振興を担当。窯業に関する調査・研究・開発・指導・技術相談を行っている。近年は軽量陶器・光を透す陶器等、新素材の開発・試作に取り組み、信楽用坪庭等の新製品開発に寄与している。

○公益財団法人滋賀県産業支援プラザ（大津市）

技術開発、創業、経営革新、販路拡大、国際貿易等、企業活動を発展段階に応じてあらゆる側面から総合的に支援する機関として開設され、産学官金連携事業にも中核支援機関として取り組んでいる。

○一般社団法人滋賀県発明協会

発明の奨励振興、その実用化の促進と産業財産権（特許・実用新案・意匠・商標）制度の普及を図るとともに特許情報の提供等の事業を行なっている。

8 環境の保全その他地域経済牽引事業の促進に際し配慮すべき事項

（1）環境の保全

滋賀県と本市は、健全な地域環境を保ちながら立地事業者の円滑な操業を確保する観点から、工場設置に係る事前協議等を実施するとともに、事業者が環境負荷の低減や産業資源の有効活用に努め、自然環境との調和を目指した事業活動や環境貢献活動を展開できるよう配慮する。

また、本市では、湖南市環境基本条例において「環境の保全と豊かな環境の創造のための活動に積極的に取り組み、持続的発展が可能な社会を構築すること」を目指し、環境の保全と創造に関する施策を総合的・計画的に推進するための湖南市環境基本計画を策定している。なお、湖南市生活環境保全条例によって、事業者は「環境保全関連法令、滋賀県の環境保全関連条例及び本条例を遵守し、環境保全に関する施策に積極的に取り組むとともにその事業活動に伴って生じる公害を防止するため、自己の責任と負担において必要な措置を講じなければならない。また、市その他の行政機関が実施する環境の保全等に関する施策に協力しなければならない。」と位置付けている。

地域経済牽引事業に際しては、必要がある場合、地元住民に対して環境保全等についての情報提供や説明会の開催等、理解を得るための対応を行う。

(2) 安全な住民生活の保全

生活安全面では、湖南省生活安全条例により、「事業者は、その事業活動に関し、地域の安全活動の推進に必要な措置を講ずるよう努めるとともに、市が実施する生活安全に関する施策に協力しなければならない。」と事業者の役割を位置付けている。防犯・防災については、消防や警察といった関係機関や地域における自主防災組織等と連携し、防犯パトロールの強化や防災訓練等を通じて、防犯・防災対策に備えたまちづくりを進めている。

(3) その他

①PDCA体制の整備等

毎年度末に、本市と滋賀県が連携し、庁外関係機関等との調整を行い、基本計画と承認事業計画に関するレビューを実施し、効果の検証を行うとともに、必要に応じて計画の見直し等を行うこととし、その結果についてホームページ等で公表する。

9 地域経済牽引事業の促進を図るための土地利用の調整を行う場合にあっては、その基本的な事項

(1) 総論

該当なし

(2) 土地の農業上の利用との調整に関し必要な事項

該当なし

(3) 市街化調整区域における土地利用の調整に関し必要な事項

該当なし

10 計画期間

本計画の計画期間は、計画同意の日から令和5年度末日、又は、企業立地の促進等による地域における産業集積の形成及び活性化に関する法律の一部を改正する法律（平成29年法律第47号）附則第7条第1項に基づき地域経済牽引事業の促進による地域の成長発展の基盤強化に関する法律（平成19年法律第40号）の施行の状況について検討を加え、その結果に基づいて変更された地域における地域経済牽引事業の促進に関する基本的な方針（以下「新基本方針」という。）に基づいて、令和5年度末日までに改めて基本計画（以下「新基本計画」という。）を作成する場合は、当該新

基本計画の同意日の前日のいずれか早い日までとする。

（新基本方針に基づいて新基本計画を令和５年度中に作成する予定である。そのため、令和５年度をその準備期間として位置づけ、計画期間を令和５年度末日、又は、新基本方針に基づいて、令和５年度末日までに改めて新基本計画を作成する場合は、当該新基本計画の同意日の前日のいずれか早い日までとする。）

（備考）

用紙の大きさは、日本工業規格Ａ４とする。